

追試験に関する取扱い

平成25年12月18日
医 学 科 会 議 決 定

長崎大学医学部規程第14条の規定に基づく追試験の取扱いは、下記のとおりとする。

1. 病気その他やむを得ない理由により専門教育科目の定期試験を受けることができなかつた者に対し、教務委員会において審議し、追試験を行うことがある。病気その他やむを得ない理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 入院加療を要する病気又は重度の負傷の場合（医師の診断書等の提出を要する）
- (2) 忌引の場合（会葬御礼のカード等の提出を要する）
- (3) 交通機関の事故・不通の場合（証明できる書類の提出を要する）
- (4) その他、教務委員会が正当と認める理由である場合

対象となるものは、定期試験実施後、すみやかに上記証明書を添えて追試願いを提出しなければならない。

2. 本人の不注意（寝過し、時間割誤認など）によるものについては、追試験は認められない。また教務委員会での審査にて、定期試験が受験可能であったと判断されるものについては、追試験を許可しない。

3. 追試験を受けようとする者は、担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。

4. 当該授業科目の追試験は1回限りとする。

5. 追試験の評価は科目責任者の判断にて減点される場合がある。

6. 尚、専門科目の定期試験以外の試験はこの申し合わせ事項を適応せず、追試実施の有無は各科目責任者の判断によるものとする。